

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物附属設備、構築物・・・旧定率法によっている。

什器備品・・・平成18年度以前取得は旧定率法、平成19年度以降取得は定率法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末要支給額により算定している。

役員退職慰労引当金・・・期末要支給額により算定している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
建物	211,989,626	0	0	211,989,626
減価償却累計額	△ 159,790,050	△ 2,576,537	0	△ 162,366,587
退職給付引当資産	24,208,692	1,815,319	13,628,250	12,395,761
役員退職慰労引当資産	10,582,165	2,944,000	811,000	12,715,165
減価償却引当資産	9,668,701	0	1,387,530	8,281,171
会館管理維持積立資産	93,790,000	0	0	93,790,000
連合会関連事業積立資産	7,005,124	1,150	775,920	6,230,354
合 計	197,454,258	2,183,932	16,602,700	183,035,490

5. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
建物	211,989,626	193,461,969	18,527,657	—
減価償却累計額	△ 162,366,587	△ 157,278,406	△ 5,088,181	—
退職給付引当資産	12,395,761	—	—	12,395,761
役員退職慰労引当資産	12,715,165	—	—	12,715,165
減価償却引当資産	8,281,171	—	8,281,171	—
会館管理維持積立資産	93,790,000	—	93,790,000	—
連合会関連事業積立資産	6,230,354	—	6,230,354	—
合 計	183,035,490	36,183,563	121,741,001	25,110,926

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
地域医療介護総合確保基金事業補助金	鳥取県	0	15,531,000	15,531,000	0	—
8020運動推進事業補助金	鳥取県	0	100,000	100,000	0	—
交付金						
特別医療費助成事業協力費交付金	鳥取県	0	450,000	450,000	0	—
平成27年度交付金	日本学校歯科医会	0	75,200	75,200	0	—
助成金						
歯科衛生普及等事業助成金	日本歯科医師会	0	849,000	849,000	0	—
生涯研修DVD形式実施関係費	日本歯科医師会	0	20,000	20,000	0	—
日歯会長選挙に伴う経費補助	日本歯科医師会	0	128,100	128,100	0	—
がん連携講習会助成金	日本歯科医師会	0	180,000	180,000	0	—
学校歯科保健研究大会助成金	日本学校歯科医会	0	100,000	100,000	0	—
会員フェスティバル助成金	全国歯科医師国保組合鳥取県支部	0	190,000	190,000	0	—
合 計		0	17,623,300	17,623,300	0	

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	1,824,381
合 計	1,824,381

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な後発事象

該当なし。

13. その他

経常外増減の部の臨時的収益及び臨時的費用は、損害賠償請求により発生したものである。